

現物給与の価額変更について（お知らせ）

この度、厚生労働省保険局長から都道府県に係る現物給与の価額変更について通知があり、令和5年4月1日から適用されることになりましたので、お知らせいたします。

今回は「食事」のみの変更となります。

なお、現物給与の価額とは、報酬又は賞与の全額又は一部が通貨以外のもので支払われる場合、その価額を厚生労働大臣が定めたものです。

1. 現物給与の価額の適用について

- ① 現物給与の価額の適用に当たっては、被保険者の勤務地（被保険者が常時勤務する場所）が所在する都道府県の現物給与の価額を適用することを原則とする。
- ② 派遣労働者については、実際の勤務地（派遣先の事業所）ではなく、派遣元事業所が所在する都道府県の現物給与の価額を適用する。
- ③ 在籍出向、在宅勤務等により適用事業所以外の場所で常時勤務する者については、その者の勤務地ではなく、その者が使用される事業所が所在する都道府県の現物給与の価額を適用する。
- ④ トラックの運転手等の常時勤務する場所の特定が困難な者については、その者が使用される事業所が所在する都道府県の現物給与の価額を適用する。

2. 標準報酬月額 of 随時改定

令和5年4月に現物給与の価額が変更となった場合、固定給の変動とみなし、条件を満たす場合は随時改定となります。（令和5年7月改定の月額変更届の提出が必要です。）

3. 計算例

(1) 食事

- ・ 食事1ヵ月当たりの現物給与の価額22,200円のケース（大阪府の場合）
 $22,200円 \times 2/3 = 14,800円$ となり、14,800円以上本人が負担した場合は、現物給与を計上する必要はありません。
なお、上記で月5,000円を給食費として徴収している場合は、
 $22,200円 - 5,000円 = 17,200円$ を現物給与の額として加算します。
- ・ 事業所の所在地は大阪府、勤務地は兵庫県、事業所が昼食を提供しているケース
 - ① 現物給与の価額（勤務地兵庫県の昼食の価額）： 260円
 - ② 本人負担額（1食あたり）： 130円
 - ③ 1日当たりの現物給与の価額： 260円 - 130円（① - ②） = 130円
 - ④ 1ヵ月当たり（20日）の現物給与の価額： 130円 × 20日 = 2,600円
⇒報酬へ算入が必要です。

ただし、食事については、現物給与の価額の3分の2以上を本人が負担しているときは現物給与はないものとして取り扱うため、上記計算例に当てはめると、本人負担額が174円（260円 × 2/3）以上のときは、現物給与を計上する必要はありません。

(2) 住宅


- 住宅価額の算出に当たっては居住用の室を対象とします。

対象となるもの	居間・洋室・和室・寝室・客間・書斎・応接間・仏間 など
対象とならないもの	玄関・台所・トイレ・浴室・廊下 など

(例) 社宅等8畳で本人負担5,000円の場合

浴室	玄関	廊下	和室	バルコニー
トイレ	廊下	台所 キッチン		
洗面室		居間 リビング ダイニング		
押入	洋室			

(現物給与の価額) 1,780円(大阪府) × 8畳 = 14,240円
 (本人負担の控除) 14,240円 - 5,000円 = 9,240円
 (現物給与の額) 9,240円を現物給与として加算。

 の部分が対象となります。 ※戸建て等の2階以上の部分も同様の取り扱いとなります。

4. 現物給与の価格のQ & A

Q1. 今回改正された価額は、4月1日から適用するとされているが、4月の給与の締め日が月の途中だった場合、現物給与価額はどのように計算するのか？
 (給与の支払いは毎月20日。)

A1. 現物給与(食事、住宅等)については、給与の締め日は考慮せず、4月分(1ヵ月分)の報酬として計算します。
 現物給与(食事、住宅等)は、給与の締めにかかわらず、4月1日～4月30日の1ヵ月分として計算し、4月20日の給与(金銭)と合算します。

Q2. 住宅の現物給与価額は1ヵ月当たりの価額が示されているが、月途中の入居の場合でも、1ヵ月分の価額により計算するのか？

A2. 月途中から入居した場合であれば、日割計算を行います。

<計算方法>

$$\text{現物給与の価額} = 1\text{ヵ月相当の現物給与価額} \times \frac{\text{入居日以降の日数}}{\text{その月の総日数}}$$

【例】: 社宅入居日が4月11日(6畳)の場合の現物給与価額(勤務地が大阪府のケース)

$$\boxed{\text{1ヵ月相当の現物給与の価額}} \quad 1,780\text{円} \times 6\text{畳} = 10,680\text{円}$$

(大阪府の畳1畳分の価額)

$$\boxed{\text{20日分の価額}} \quad 10,680\text{円} \times \frac{20\text{日(入居日以降の日数)}}{30\text{日(4月の日数)}} = \underline{7,120\text{円}}$$

(20日分の価額)

Q3. 住宅による現物給与で、㎡で表示されている場合、どのように計算するのか？

A3. 1畳当たり1.65㎡に換算して計算します。

【例】: 30㎡の現物給与価額の計算方法(勤務地が兵庫県のケース)

$$\boxed{\text{30㎡}} \div 1.65\text{㎡} \times 1,580\text{円} = 28,727.2727 \div \underline{28,727\text{円}}$$

(畳数に換算) (兵庫県の畳1畳分の価額) (30㎡分の価額)

計算の最後に
1円未満の端数を
切り捨て

※ご不明な点については、下記までご連絡ください。

<お問い合わせ先> 大阪薬業健康保険組合 適用課 TEL 06-6941-5004
 神戸支部 TEL 078-221-6100
 京都支部 TEL 075-801-2905
 大阪薬業企業年金基金 業務課 TEL 06-6945-1021